

# 創業者の会社貸付金の相続対策

本レポートは、企業の経営者、管理担当役員、税務担当の方を対象として、「創業者の会社貸付金」の相続税について整理していただくために取りまとめています。

## 1章 会社分割の要件緩和

### 1. 会社分割を利用して貸付金の整理

平成29年の税制改正で分割型分割の適格要件が一部緩和されました。その内容はこうです。

単独新設分割型分割にあつては、分割後の株式の保有関係は、分割後にその同一の者と分割承継法人との間にその同一の者による完全支配関係（支配関係含む）が継続することで足り、分割後のその同一の者と分割法人との間の完全支配関係の継続が不要とされました。

そこで、改正後の単独新設分割型分割を利用して創業者の会社貸付金の整理を試みてみます。

### 2. 同族会社と同一の者

この「同一の者」は、親族が単位となりますので、同族会社の場合、親族で株式を保有している例が殆どだと思われまますので、いわゆる、会社と同一の者による完全支配関係が成立します。適格要件は満たします。

例えば、甲社は、創業者60%、配偶者10%、子30%の割合で株式を保有されていたとします。この場合、甲社は、「同一の者」による完全支配の関係にあります。

### 3. 創業者の貸付金の整理

具体的な手続きはここからです。甲社は、創業者からの借入金6千万円があり、債務超過でその返済も不能の状態にありますが、現在、事業は縮小しながらも継続して営んでいます。

ここで、甲社は分割法人となり、継続している事業を新設分割により乙社分割承継法人に承継させ、その後、甲社を解散・清算することにしますが、改正後は、同一の者と甲社分割法人との完全支配関係の継続が要件とされませんので、適格要件は満たしており、それは可能と考えます。

甲社は清算の段階で、創業者から6千万円相当額の債務免除を受け、その免除益が計上されることとなりますが、既に甲社には残余財産がありませんので、原則として、期限切れ欠損金の利用により、甲社に債務免除益による課税は生じません。

結果として、創業者の会社への貸付金6千万円相当は相続財産から消えます。

但し、創業者の債務免除により当該者から他の株主への「みなし贈与課税」が生ずる余地はあるかもしれません。

なお、この改正は、平成29年10月1日以後に行われる分割から適用されています。

## 2章 関連法規&情報

### 1. 単独新設分割（適格分割型分割）の改正点について

#### 法令4条の3 6項2号ハ（1）

単独新設分割のうち当該単独新設分割後に当該単独新設分割に係る分割法人と分割承継法人との間に同一の者による完全支配関係があるもの

次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当することが見込まれている場合における当該分割法人と分割承継法人の関係

当該単独新設分割が分割型分割（法第62条の6第1項に規定する分割を除く）に該当する場合  
当該単独新設分割後に当該同一の者と当該分割承継法人のとの間に当該同一の者による完全支配関係が継続すること 以下省略

### 2. 事例で検討

分割法人甲社の分割前B/S

諸資産	1000	借入金	6000
		資本金	100
		資本剰余金	900
		利益剰余金	▲5000

諸資産900を新設分割会社乙社（分割承継法人）に移転させたとします。

減少する資本金等の額について

**法令8条1項15号を参照**

#### ● 資本金等の額1000×分割移転割合

分割移転割合 = (移転資産の簿価純資産額900 / (分割法人の前事業年度終了時の簿価純資産額▲5000))

この場合、分母がゼロ以下の場合、分割移転割合は「1」として計算することになっています。

結果として、分割移転割合は「1」となり、減少する資本金等の金額は1000となります。

移転資産が900にもかかわらず、減少する資本金等の額が1000となることに疑問もありますが、税法の規定がそのようになっているので当該金額が減少する資本金等の額になることとなります。

税務上の仕訳は次のようになります。

資本金等の額1000 / 諸資産 900  
利益積立金100

適格分割型分割ですので、甲社のマイナスの利益積立金を乙社が引継ぐものと考えられます

**(法令9条1項10号参照)。**

### 3. 期限切れ欠損金の金額に関して

甲社の利益剰余金は▲5000ですが、その内100は乙社に引継がれますので欠損金は4900になるものと思われます。結果、創業者の貸付金6000万円全額が無税で整理できないことも考えられます。しかし、期限切れ欠損金は、別表5の期首現在利益積立金の額ですので、無税での

整理の可能性はあります。

#### 4. 分割承継法人乙社の税務上の処理

分割法人甲社の処理の裏返しです。

法令 8 条 1 項 6 号、9 条 1 項 3 号

#### 5. 会社法の規定について

若干、会社法の規定についてもふれておきます。会社法では、分割型分割は、「分社型分割」＋「承継会社株式による現物配当」で整理されています。配当に関しては、財源規制はありません。というのも、分割は債権保護手続きが要件とされているからです。

- ・債権者保護手続き

吸収分割： 分割会社 会社法 789 条、承継会 会社法 799 条、

新設分割：会社法 810 条、

- ・配当の財源規制に関する条文

吸収分割 792 条、新設分割 812 条

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的なお検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2017年12月

—以 上—